

2022 年度版 『民法教材』補足資料

2023/3/3

法改正に伴い、以下のように教材の内容に変更が生じます。

ご確認いただけますようお願い申し上げます。

★令和 4 年 12 月の民法改正により、親権者の懲戒権に関する民法 822 条が削除されたことに伴い、下記 民法テキスト・民法問題集に変更箇所が生じております。

■民法テキスト (01-MP24)

| 訂正箇所 | 現 行 | 修正後 |
|----------------|-------------|-----|
| P536 2(1) 2 行目 | 懲戒権 (822 条) | 削除 |

■民法問題集 (02-MP22)

| 訂正箇所 | 現 行 | 修正後 |
|--------------------|---|--|
| P789 選択肢 3 解説全文 | 妥当でない。民法 822 条により、「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」とされている。 | 妥当である。令和 4 年の改正により、「親権を行う者は、……監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」とする民法旧 822 条の規定は削除された。そして、改正後の同法 821 条において、「親権を行う者は、……監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」とする規定が新設された。 |

★令和元年の民事執行法の改正により、子の引渡しの強制執行方法に関する直接強制的な執行方法が可能となったことに伴い、下記民法テキストに変更箇所が生じております。

■民法テキスト（01 - MP24）

| 訂正箇所 | 現 行 | 修正後 |
|--------------|----------|--|
| P268 2(3) 文末 | 記述なし（補足） | なお、令和元年の民事執行法の改正により、子の引渡しの強制執行の方法として、「執行裁判所が決定により子の引渡しを実施させる方法」（直接強制的な執行方法）によることが可能となった（同法174条1項1号）。①間接強制の方法による強制執行を行っても、義務者が子を引き渡さなかったとき、②間接強制の方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき、③子の急迫の危険を防止するため直ちに直接的な強制執行をする必要があるときは、家庭裁判所は、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じる決定を行うことができる（同条2項1号～3号）。 |